

インターネット活用のガイドライン

寒河江市立南部小学校

1. インターネット活用のねらい

インターネットは、児童の情報活用能力の育成と、教育的効果を目的として活用する。また、児童が積極的に活用できるような環境を作るとともにインターネットを使う上での「情報モラル」を身につけていくよう指導していく。

2. 情報の受信

(1) 受信方法

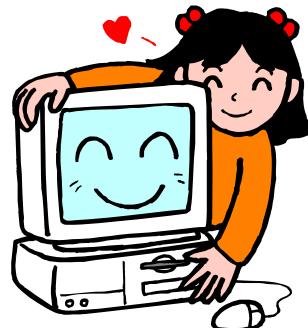
インターネットで受信できる情報には、ホームページでの情報と電子メールでの情報があり、それぞれ次のような特性がある。それぞれの特性を知り、得たい情報にふさわしい情報手段を活用する。

①ホームページでの情報

- 新しい情報を得ることができる。
- たくさんの情報が発信されている。
- △有害情報（暴力、アダルト、犯罪、意図的な偽情報）が存在する。
- △情報は正しいとは限らない。
- △小学生向けに発信されている情報は少ない。

②電子メールでの情報

- 専門家などに直接質問することができる。
- 他地域の人から情報を得ることができる。
- △返事がもらえるとは限らない。
- △返事に時間がかかることがある。



(2) ファイルのダウンロード

インターネットには、プログラムやデータをファイルとしてダウンロード（自分のコンピュータに保存すること）できるが、中には、コンピュータウィルスが混入されていることがあるため、児童にはファイルのダウンロードは行わせない。また、電子メールの添付ファイルとしてもウィルスが混入されることがあるので、心当たりのない添付ファイルは絶対に開いたり実行させたりしない。

※ウイルスによる被害からPCを守るために、対策ソフトは導入済み。

3. 情報の発信

(1) 個人情報の保護

児童及び関係者の個人情報の保護に努め、本人・保護者の同意を得た上で、校長の許可のもとに責任を持って情報を管理する。→HPに児童の写真が載る場合は、掲載WEBページについて保護者の了承を得る。

- ・児童の個人情報において、氏名・住所・電話番号・年齢などは掲載・発信しない。ただし、電子メールなどで相手が特定している場合や特定校との交流など教育活動上必要がある場合などは氏名を掲載・発信する場合がありうる。（その場合は、必ず指導者が付き添う）
- ・児童の写真を使う場合は、個人名が特定されることのないように配慮する。ただし、電子メールな

ど相手が特定している場合には、教育上の必要に応じて教師が責任をもって判断し、使用することを可能とする。

- ・児童は、掲示板やチャットなど「情報を入力するホームページ」は教師の許可なく使用しない。
- ・メールマガジン、オークション、ショッピングなどは許可しない。

(2) 情報の責任と情報倫理

- ・児童の情報発信に関しては、相手のことを考え、モラルに留意し、責任をもって発信するように指導する。
- ・ホームページでは、間違った情報や著作権を侵害するような情報を発信しないように注意する。
- ・電子メールでは、相手に不快な思いをさせたり、傷つけたりするような内容を発信しないように注意する。
- ・電子メールは送信後に取り消すことはできないので十分注意する。
- ・電子メールは、主に文字だけの情報なので、誤解が生じないように文章を読み返してから送信する。

4. 著作権等

著作権法では、インターネットは「放送」とおなじ扱いになっているので、学校だからという特例は適用されない。そのため、情報を発信する場合は著作権に十分注意する。

- ・他のホームページの画像は、使うことが許可されているもの以外は無断で使用できない。
- ・既成のキャラクターは、真似して描いたものでも無断で掲載できない。
- ・既成の曲の歌詞は無断で掲載できない。
- ・引用は著作権法で認められているが、引用していることが明確にわかることと自分の考えを書いた部分より引用した部分が短いことが条件になる。
- ・著作物（小説、詩、曲、キャラクター等）の題名は掲載しても問題はない。
- ・著作権は、著作者の没後 50 年間は保護されている。
- ・URL 自体に著作権はないので、他のホームページへリンクすることは法律上問題ないが、マナーとしては許可を得ることが望ましい。また、他のホームページを自分のホームページのフレーム内に表示させて、自分のホームページであるかのように見せることはしない。

5. その他の留意点

(1) 重要データの保存

インターネットに直結しているプロキシ・サーバ（PC 室設置）は、外部からネットワークを通じて侵入される危険があるため、児童の個人情報に関するデータは保存しない。

(2) ウィルスチェック

情報（メディア）主任は、定期的にコンピュータのウィルスチェックが行われているかを診断し、行われていない場合は適宜、ウィルス定義の更新を行う。

※上記事項は、「寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」（制定 昭和 57 年 9 月 16 日条例第 27 号：改正 平成 11 年 3 月 29 日条例第 3 号）に準拠し、改正等があった場合は速やかに修正する。（平成 17 年 6 月 30 日）

備考：平成 17 年 8 月 31 日をもって上記条例は廃止され、9 月 1 日より「個人情報保護条例」が施行